

富士山自然誌研究会会則

第一章 総則

第1条 この会は富士山自然誌研究会という

第二章

第2条 この会は富士山において自然科学的な調査・研究を行うと同時に自然科学教育啓蒙活動を行う

第三章 会員

(入会)

第3条 この会の会員は、会員、家族会員、学生会員とする。

第4条 会員は、会の目的に賛同して入会し、総会における議決権を有する。

第5条 会員として入会するものは、入会申込書と入会金を提出する。

(会費)

第6条 会員は下記に定める会費を納入しなければならない。

1)会員	2,000円
2)家族会員	3,000円
3)学生会員	1,000円

(退会)

第7条 会員は退会の届けを会長に提出して、任意に退会できる。

第8条 会員は正当な理由がなく会費を2年以上滞納し、幹事会で退会を議決したとき

第四章 役員

(役員の種別及び定数)

第9条 この会に次の役員を置く。

1)会長、副会長	各1名
2)幹事長、副幹事長	各1名
3)運営幹事	10名～25名
4)専門部会	10名～25名

(役員の任期)

第10条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第五章 総会

(総会)

第11条 総会は年1回開催し、この会の運営に関する次の事項を議決する

- 1)会則
- 2)活動計画及び収支予算の決定
- 3)活動報告及び収支決算の承認
- 4)役員の承認又は、解任
- 5)その他この会の運営に関する事項。

(議長)

第12条 総会の議長は、会員の中から選出する。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第六章 幹事会

第14条 幹事会は、会長が必要と認めたとき。